

いわき市農業委員会第18回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年10月21日(火曜日)午後1時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計33名)

(1) 農業委員(21名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 欠員中
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子		

(2) 事務局(12名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	鈴木 昌則
農地調査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主査	櫛田 秀則
農地審査係主査	浅川 実利
農業政策課農村支援係主査	小野 祐司
農地審査係主事	千葉 風摩
農政振興係主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

4 木幡 仁一 20 石井 英毅

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く。)

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。

議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

蛭田会長、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席は、議席番号4番 木幡仁一委員、議席番号20番 石井英毅委員となります。

現在、委員23名中21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会18回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号19番 生田目祥明委員、議席番号21番 大竹公治委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意の上、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」により作成いたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表いたします。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和7年9月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項について

議長
(蛭田会長)

は、その議事に参与することが出来ないこととされております。

本日、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」において、議席番号16番 木村義昭委員が該当しております。

木村委員には、当該審議の際に、一時退出をお願いいたします。

そのほか、該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案説明書の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の2ページをお開き下さい。

併せて、地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番から番号8番まで、今月の農地法第3条許可申請案件全てが売買による所有権の移転であり、このうち番号3番及び番号4番につきましては、同一の農地所有適格法人を譲受人としております。

今月の3条申請面積につきましては、田18,151㎡、畑3,087㎡、合計21,238㎡となります。

続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっておりますが、番号3番及び番号4番、同一の農地所有適格法人を譲受人する案件について、今月14日に実施した現地調査の結果、「問題あり」と判断されましたので、その内容についてご説明いたします。

まず、番号3番ですが、現地調査の際、申請地全てが繁茂した雑草により農地性の有無が確認出来なかったため、「現況が農地であるか判断出来ない」とされたものです。

次に、番号4番につきましては、申請地が農地性を有する旨確認したものの、許可申請時に提出された当該法人の営農計画書の内容、現地調査時に当該法人の農業従事者より聴取した「申請地の周辺で現に耕作している農地の状況」や「申請地の耕作計画」等を総合的に勘案した結果、「現時点における当該法人の営農計画では、耕作すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない」とされたものです。

当該法人につきましては、オリーブの栽培を目的として、今回の申請地に隣接する農地3筆、計7,458㎡を令和5年12月に3条取得しておりますが、地質調査の結果、地下40cmに岩盤があることが判明したことから、ブドウ(シャインマスカット)のハウス栽培、ブルーベリーのレイズドベッド栽

事務局
(千葉主事)

培へと営農計画を変更しました。

特に、ブドウのハウス栽培については、「灌水」が必要不可欠であり、細やかな水管理が重要となりますが、当該法人は「将来的にブドウ栽培のために必要な水を、山水で確保する」としているのみで、その確保方法に具体性が認められません。

また、現時点において、ブドウはハウス2棟による試験栽培であり、ブルーベリーのレイズドベッド栽培についても、最近になってごく一部で10株程度植え付けたに過ぎず、今回の申請地での耕作計画(栽培予定作物:ブルーベリー)の裏付けになっていない状況です。

これらのことから、その営農計画について、農地法第3条第2項第1号にいう全部効率利用要件を満たしていない場合に該当すると判断されたものです。

つきましては、現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議下さるようお願いいたします。

なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認下さい。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

21番
大竹(公)
委員

番号1番、番号2番及び番号5番から番号8番につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。

番号3番については、申請地の農地性の有無が確認出来ないため、申請に係る形式上の要件を欠くことから、却下が妥当であると考えます。

番号4番については、事務局から説明がありましてとおり、現時点における譲受人の営農計画では、耕作すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められず、農地法第3条第2項第1号に該当することから、不許可相当であると考えます。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「番号1番、番号2番、番号5番から番号8番は、特に問題がなく、番号3番は、農地性の有無が確認出来ないことから却下が妥当、番号4番は、農地の全てを効率的に耕作すると認められないことから不許可相当と判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、番号1番、番号2番、番号5番から番号8番は、許可とし、番号3番は、農地性の有無が確認出来ないことから却下、番号4番は、農地の全てを効率的に耕作すると認められないことから不許可とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 (蛭田会長)	ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (浅川主査)	議案説明書の7ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の8ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながら、お聞き下さるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は8ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5020番からとなります。 ご準備よろしいでしょうか。 それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。 番号1番、平上荒川、田2,004.00㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。 番号2番、泉町黒須野、田2,180.00㎡、資材置場・駐車場、所有権の移転。 番号3番、好間町上好間、畑3,557.00㎡のうち1,088.32㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。 番号4番、平下神谷の2筆、いずれも田計1,020.00㎡、資材置場としての一時転用、賃借権の設定。 番号5番、四倉町戸田の一部、畑970.00㎡のうち6.635㎡、営農型太陽光発電設備としての一時転用、賃借権の設定。 なお、番号5番については、「令和4年11月16日から3年間」としていた一時転用許可期間の満了に伴う再許可申請です。 続きまして番号6番、三和町合戸、畑413.00㎡、資材置場としての一時転用、賃借権の設定。 番号7番、三和町中寺の3筆、田及び畑計354.00㎡、道路敷地としての一時転用、賃借権の設定。 以上7件、面積は田5,266.00㎡、畑1,799.96㎡、合計7,065.96㎡となります。 なお、今回、太陽光発電設備を転用目的とする案件が複数ありますので、この場をお借りして、今月1日に施行されました「いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例」について、簡単にご説明いたします。 本条例の施行により、太陽光を含む再エネ発電事業者に対し、市内に出力10kw以上の再エネ発電施設を設置する場合における「工事着手90日前ま

事務局
(浅川主査)

での事業計画概要書の提出」、「事業計画概要書が受理された後の地区説明会の開催」、「設置工事着工の30日前までの工事着手の届出」等が義務として課されました。

農地転用許可基準のうち、「一般基準」において、「申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む)により義務付けられている行政庁との協議(協議だけでなく届出を含む)を終了(受理)していない場合については、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実と認められないので、許可をすることが出来ない。」とされております。

これに伴い、農地転用許可申請にあたり、前述の「設置工事着工の30日前までの工事着手の届出」を市で受理していない案件は、転用事業実施の確実性が認められないと判断し、「不許可相当」として総会に付議することとなります。

総会への付議にあたっては、「意見及び決定理由書」の「行政庁の許認可等の見込み」欄に、本条例における工事着手届の受理状況を記載しますので、審議の際に参考として下さい。

また、市街化区域内農地における転用届出についても、本条例における工事着手届の添付書類から、農地法施行規則に定める農地転用届出書への記載事項の内容の補完が見込まれるため、届出者に対し、当該工事着手届の受理年月日を農地転用届出書に記載するよう求めることとしております。

なお、今月の5条許可申請案件のうち、番号5番は発電施設を設置済みであり、番号1番及び番号3番は今年1日以前に重機による除草、立木の伐採を実施していることから、本条例による事業の着手があったものとみなし、いずれも工事着手届の提出は不要となっております。

ただし、今年1日以前に工事着手した既存の再エネ発電事業者に対しては、発電事業を承継する場合の届出や発電施設の適正な維持管理等が本条例で義務付けられております。

本条例について、詳しくお知りになりたい場合は、総会終了後に事務局へお立ち寄り下さい。

これらを踏まえ、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

23番
油座委員

番号1番から番号3番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

番号4番から番号7番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の5ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

それでは、議案第3号について説明いたします。
議案説明書の12ページをお開き下さい。
議案第3号は、令和5年4月より農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し、意見を求めるものです。
次のページをご覧ください。
農地中間管理事業により、公益財団法人福島県農業振興公社が新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。
実施地区は平、借り手は1名、対象筆数は田18筆、畑3筆、面積は田11,655㎡、畑1,117㎡となります。
続きまして、再転貸の事案となりますが、実施地区は久之浜・大久、借り手は1名、対象筆数は田11筆、面積は田23,337㎡です。
また、貸付相手方の要件については、満たしております。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。
【質問なし】
ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
【意見なし】

議長
(蛭田会長)

ご意見がないようですので、お諮りいたします。
議案第3号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」審議いたしますが、冒頭でのご説明のとおり、議事参与の制限に、議席番号16番 木村義昭委員が該当しております。

木村委員については、一時退出をお願いいたします。

【木村委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案第4号について、ご説明いたします。

市が地域計画を策定・変更する際には、あらかじめ農業委員会等関係者の意見を聞くこととなっており、農業委員会は、総会において意見を取りまとめることとされております。

それでは、議案を述べさせていただきます。

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、市農業政策課の担当者が説明いたします。

農業政策課
(小野主査)

農業政策課の小野と申します。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更について、説明いたします。

説明資料1の「地域計画策定(変更)の内容について」をお開き願います。

本市では、令和7年3月までに市内129地区にて地域計画を策定しておりますが、今回、そのうちの2地区について変更があることから、主な変更点を説明いたします。

1地区目、上小川・上平・柴原地区。

主な変更内容につきましては、「担い手の追加」及び「面積の変更」になり、「4地域内の農業を担う者一覧」に資料のとおり1名を追加。

「1(1)地域計画の区域の状況」のうち、「区域内の農用地等面積」について94.2haから94.6haへ変更、「畑の面積」について17.5haから17.9haへ変更となります。

2地区目は、大野第三地区で、基盤整備の実施に伴う変更となります。

主な変更内容につきましては、「担い手の変更」及び「面積の変更」になり、「4地域内の農業を担う者一覧」については、資料に記載した担い手の方々が変更となります。

面積につきましては、「1(1)地域計画の区域の状況」のうち、「区域内の農用地等面積」について124.8haから115.3haへ変更、「農業振興地域のうち

農業政策課 (小野主査)	農用地区域内の農地面積」について123.2ha から115.3ha へ変更、「田の面積」について116.1ha から107.7ha へ変更、「畑の面積」について8.6ha から7.6ha へ変更になります。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。 これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。 【質問なし】 ご質問がないようですので、当該変更(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 【意見なし】 ご意見がないようですので、お諮りいたします。 議案第4号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。 それでは、木村委員、入室願います。 【木村委員、入室】 ここで、議案第5号に入る前に、10分間の休憩を取ります。 午後2時20分まで休憩といたします。 【10分間休憩】 全員お揃いですので、議事を再開いたします。 次に、議案第5号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の7ページをお開き願います。 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (坂本主査)	お配りしております、議案説明書及び資料2をお開き願います。 番号1番から番号5番の登記地目畑及び田については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林・原野化していることから、非農地判断を行うものです。 土地の現況については、8月22日に実施された勿来地区及び9月8日に実施された平2区地区審議会の農地パトロール強化月間における現地調査においても、耕作の目的に供されていないことを確認しております。 また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っております。 7月分は、田3筆3,563㎡、畑7筆3,347㎡、計10筆6,910㎡です。 現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。 説明は、以上です。

事務局
(坂本主査)

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

9番
四家(誠)
委員

番号1番、番号2番について、平2区地区審議会の木幡仁一委員、渡邊弘幸委員、村田裕委員と一緒に、9月8日に実施された農地パトロールの中で現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

5番
蛭田(元)
委員

番号3番から番号5番について、勿来地区審議会の櫛田耕平委員、三戸進委員と一緒に、8月22日に実施された農地パトロールの中で現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

それでは、議案説明書の21ページから27ページをお開き願います。

今月の報告件数は29件、権利の移動理由は持分放棄が1件、相続が28件です。

権利の取得面積は田126,628.95㎡、畑63,882.34㎡、合計190,511.29㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定に

事務局
(蛭田係長)

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の29ページから30ページをお開き願います。

今月の報告件数は4件、転用面積は田2,644㎡、畑1,672㎡、合計4,316㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の31ページから35ページをお開き願います。

今月の報告件数は16件、面積は田36,265㎡、畑1,582㎡、合計37,847㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地等の競落について)を説明】

議案説明書の37ページから38ページをお開き願います。

本年8月20日に開催された第16回総会の議決内容により、公売農地に係る買受適格証明を行った者から、売却決定通知書の写しを添付した農地法第5条第1項の規定による許可申請がありました。

審査の結果、証明書の交付時と同様、農地転用許可基準に適合すると認められたことから、令和7年9月30日付けで、農地法第5条第1項の規定により、許可書を交付したので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の12ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の39ページから40ページをお開き願います。

今月の交付件数は2件、内訳は全て相続税の納税猶予です。

面積は田9,172㎡、畑8,416㎡、合計17,588㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。

次に、協議事項に入ります。

本日は、先月(第17回総会)に引き続き、「令和8年いわき市農作業労働賃金標準額策定に係る額改定について」、協議して参ります。

皆様には、一月の間、令和8年の標準額(案)について、検討する時間があつたかと思います。

それでは、協議の進め方について、私から申し上げます。

議長
(蛭田会長)

始めに、役員会が示した標準額(案)について、皆様のご意見を伺います。

ご意見が出尽くしましたら、それらのご意見を参考として、令和8年の標準額(案)について、役員会が示した標準額(案)を採用することに、賛成か反対かの是非を問いたいと思います。

それは、挙手をもって行いたいと考えております。

ここまでの説明について、何かご不明な点はございますか。

【意見・質問なし】

ありがとうございます。

ご意見がないようですので、私が申し上げた手法により、結論を出して行きたいと思います。

前回使用しました協議資料を、お手元にご用意下さい。

それでは、皆様のご意見について、お伺いいたします。

役員会が示した標準額(案)について、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようですので、採決に入ります。

本日は、議長の私を含め、21人の委員が出席しております。

挙手による多数の方をもって、決することといたします。

なお、可否同数の場合には、議長の決するところといたします。

それでは、令和8年いわき市農作業労働賃金標準額(案)について、役員会が示した標準額(案)を採用することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成19人】

次に、反対の方は、挙手をお願いいたします。

【反対1人】

賛成が19人、反対が1人、よって賛成多数により、役員会が示した標準額(案)を採用することに決します。

また、今後はJ A福島さくらいわき統括センターに対し、標準額(案)の確認について、依頼することを申し添えます。

なお、J A福島さくらいわき統括センターによる確認において、文言の訂正等が生じた場合の対応については、会長一任とさせていただきますことをご承知願います。

次に、その他に入ります。

始めに、事務局より何かございますか。

事務局
(佐藤係長)

令和7年度福島県下農業委員会大会について

⇒ 次の点について、口頭により説明した。

- ・開催日時 11月6日(木曜日)午後1時00分から午後3時30分まで
- ・開催場所 パルセいいざか(福島市)
- ・参加者数 39人(うち農業委員19人、農地利用最適化推進委員20人)
- ・交通手段 大型バス(貸し切り)

事務局 (佐藤係長)	なお、参加される皆様には、バス会社との打ち合わせを経まして、バスの到着時刻等の詳細を記した通知文を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは、以上です。
議長 (蛭田会長)	そのほか、事務局より何かございますか。 【特になし】 次に、委員の皆様より何かございますか。 【特になし】 特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第18回総会を閉会いたします。 ご協力、ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号2番、番号5番から番号8番は許可、番号3番は、農地性の有無が確認出来ないことから却下、番号4番は、農地の全てを効率的に耕作すると認められないことから不許可にて可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第4号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第5号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	農地等の競落について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

16 木村 義昭

6 本総会の閉会時刻

午後2時45分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

19 生田目 祥明

21 大竹 公治